

雇用だより

平成31年1月号

岩船郡村上市雇用対策協議会
ハローワーク村上



年頭のご挨拶

岩船郡村上市雇用対策協議会

会長 齋藤 研

新年明けましておめでとうございます。昨年中は当協議会の運営につきましては、格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は8本の法律を改正した働き方改革関連法が成立し、本年4月1日から2024年4月1日まで段階的に施行されます。企業そして従業員にも大きな影響を与える重要な改正です。企業にとってこの働き方改革をどう人材不足の解消と経営の安定に結び付けるかは、大きな課題です。

また、改正入管難民法が成立し本年より施行されます。深刻化する人手不足に悩む中小企業にとって歓迎する一方で、4月1日施行にもかかわらず、在留期限や雇用契約基準など具体的な仕組みを定めた省令等の整備はこれからで、不安を残すものとなりました。

当管内の雇用情勢につきましても、依然として人手不足感が強くなっているところです。このような中、昨年7月12日に開催された「アクセス2019・就職ガイダンス」には、38事業所、高校生114名から参加いただき感謝申し上げます。少子高齢化・人口減少が著しい当地域において、持続可能な地域社会づくりを見据えた人口減対策として、若者の地元定着は喫緊の課題です。企業は若者が働きやすい魅力ある職場づくりを進め、良いところを積極的にアピールし、1人でも多くの人材確保に努めなければなりません。このため、地域の多くの企業、行政等で構成されている当協議会が果たすべき役割は重要です。本年も当協議会では、セミナーの開催など皆様に有益な事業を展開し、地域の雇用の安定のため尽力させていただく所存です。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

最後となりましたが、会員企業様のますますのご繁栄と皆様のご健勝を祈念し年頭のご挨拶とさせていただきます。

「新入社員フォローアップセミナー」を開催しました

10月12日(金)に新入社員フォローアップセミナーを開催しました。

講師には、新入社員セミナーと同様に株式会社ビーコンラーニングサービスから、松下寛氏をお迎えしました。

新入社員にとっては入社してから約6ヶ月が過ぎ、職場環境や仕事に慣れてきたところではと思いますが、一方では新たな課題や悩みなども持ち始める時期でもあり、職場定着等を目的として毎年開催しています。

セミナーは、ビジネスマナーの再確認、入社してからこれまでの振り返り、また、多くの新入社員が課題とするコミュニケーション等について、グループ実習形式で進められました。

新入社員は少しでも早く先輩社員に追いつきたいと頑張っていますが、少なからず、仕事の進め方や人間関係などで悩みを抱えている場合も少なくはありません。ぜひ、職場定着に向け、声掛けなどによりコミュニケーションを図っていただきますようお願いいたします。

★セミナー終了後のアンケートから抜粋

働いていく中で不安に思っていることはありますか。

- 業務をきちんとこなしていけるか、仕事に追いついていけるか。
- 新しい仕事を担当することになった時にやっていけるか。
- 人間関係

セミナー受講の風景



「中小企業大学校 サテライトゼミ 村上校」を開講しました

去る11月に村上地域で初となる中小企業大学校のサテライトゼミ（出張講義）が開講されました。

講師には(株)ナレッジ・ジャパン代表の松澤宏一氏をお招きし、隔週で全4回、合計24時間に及ぶ本格的な講義でした。

受講者は、村上市内の企業をはじめ近隣地域の企業、12社18名の経営幹部、管理者、管理者候補など、年代性別を超えた受講者が集まりました。

今回の研修は、職場のリーダーとしてチームをまとめ上げ、業務を自律的に遂行するための考え方やスキルを中心に、管理者としての役割、部下指導、育成問題解決方法など演習を交えながら実践的に学ぶ講義となりました。

受講者は時折談笑を交えながら、講義にグループワークに集中していました。

サテライトゼミの風景



※当協議会の主催する各種セミナーについて、ご多用のところ多くの受講者を送り出していただき有難うございました。

新入社員セミナー

- 日 時**：平成31年3月26日(火)・27日(水)
- 会 場**：生涯学習推進センター 村上市田端町4-1
- 参加対象者**：今春採用される学卒新入社員及びこれに準ずる方
(卒業後概ね3年以内に入社した方)
- 定 員**：50名(先着順)
- 受 講 料**：雇対協会員 5,000円 非会員 15,000円
(会員企業で3名以上参加の場合は全員1,000円引き * 1名の料金)
- 内 容**：(株)ビーコンラーニングサービス社が実施します。



企業のPR、応援します!

平成32年3月卒業者用「2020・企業ガイドむらかみ(仮称)」の掲載事業所を募集しています。今までは冊子版でしたが、今後はスマートフォンにも対応可能なWeb版に移行し、今まで以上に多くの学生や求職者に広く企業をPRします。村上地域ブランドの発信力を高める有効なツールとしてもご活用いただけたらと思います。

- **申込締切** 平成31年2月1日(金)
- **申 込 先** 村上商工会議所 (☎53-4257)
- **掲 載 料** 5,000円(会員企業)
15,000円(非会員企業)

お知らせ

事業主の皆さまへ「働き方」が変わります!

Point 1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

Point 2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point 3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お問い合わせ先

新潟労働局労働基準部監督課 (☎025-288-3503) / 各労働基準監督署
新潟労働局雇用環境・均等室 (☎025-288-3511・3501)
新潟県働き方改革推進支援センター (フリーダイヤル 0120-009-229)

改正法の詳細は厚生労働省HP「『働き方改革』の実現に向けて」をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

新規高等学校卒業者の職業紹介状況

(各年11月末現在)

	2016年 3月卒	2017年 3月卒	2018年 3月卒	2019年 3月卒		
					男	女
求人数(管内企業)	234	261	221	227		
充足数	81	78	59	45		
管内高校から	34	38	31	20		
県内高校から	41	34	18	24		
県外高校から	6	6	10	1		
求人充足率(%)	34.6	29.9	26.7	19.8		
卒業生予定者数(管内高校)	533	507	477	487	230	257
就職希望者数(民間企業)	57	66	52	44	23	21
内定者数	56	64	48	39	20	19
管内企業へ	34	38	31	20	10	10
県内企業へ	14	17	11	14	8	6
県外企業へ	8	9	6	5	2	3
就職内定率(%)	98.2	97.0	92.3	88.6	87.0	90.5

(注) 卒業予定者数の管内高校は、村上高校・村上桜ヶ丘高校・荒川高校・村上中等教育学校です。

従業員の高齢化や人手不足を反映して、管内企業から申込まれた求人数は227人と高水準で推移していますが、充足数は管外高校からの受入れを含め、3年前の81人から45人に減少し、求人充足率は19.8%まで低下しています。

背景としては、少子化の影響で高校生が減少傾向にあることに加え、生徒の大半が進学を希望しており、管内高校においては卒業予定者(487人)に占める民間企業への就職希望者が約1割(44人)となっています。

新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について

- 日本経済団体連合会から、2020年度以降の大学卒業・修了予定者については、「採用選考に関する指針」を策定しない方針が示されました。
- このため、政府としては、関係省庁連絡会議において「2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に対する考え方」をとりまとめ、2020年度採用活動日程については、現行と同じ日程(広報活動3月、採用選考活動6月)の遵守を経済団体等へ要請することになりました。
- 2021年度(2022年3月)以降に卒業予定の学生の取り扱いは、来年度以降に改めて検討。なお、当面は現行の日程を変更する必要が生ずる可能性は高くないであろうという認識を、関係省庁連絡会議で共有しました。

卒業時期	広報活動	選考活動
2018年度(2019年3月)現4年生	3月	6月
2019年度(2020年3月)現3年生		
2020年度(2021年3月)現2年生	3月	6月
2021年度(2022年3月)現1年生以降	来年度以降に検討	

※ハローワークにおける求人の取扱いは、2019年度(2020年3月)卒業予定者の求人受理開始は2月1日、求人の公開は4月1日となります。

厚生労働省の「若者雇用促進総合サイト」に 職場情報を登録しませんか？

学生等を雇用しようとするすべての事業主の方に職場情報を「若者雇用促進総合サイト」へ無料で登録・PRしていただくことができます。本サイトに職場情報等を登録・開示することで、より多くの学生等に自社をPRすることができ、学生等の応募の増加につながる可以考虑。この機会にぜひ、本サイトをご活用ください。

若者雇用促進総合サイトは、
学生たちが就職活動を行う際に役立つ、以下の情報をまとめたポータルサイトです。



- ① 登録企業の就労実態等の職場情報
- ② ユースエール認定企業などの各種認定の取得状況
- ③ 国が実施する若者雇用関連施策
- ④ 国や地方自治体が運営する就職相談窓口
- ⑤ ユースエール認定企業に対するインタビュー



<ユースエール
認定マーク>

職場情報の登録方法

ご登録の際は、パソコンからアクセスをお願いします。

※スマートフォンからは閲覧のみ可能です。

※ユースエール認定企業については、労働局で登録作業を行いますので、登録は不要です。

- 1 パソコンから「若者雇用促進総合サイト」にアクセスします。

若者雇用促進総合サイト

- 2 「事業主の方へ」ページの「新規事業主様登録」をクリックします。



- 3 仮登録の後、本登録画面で職場情報を登録します。

登録に必要な情報	
仮登録	法人番号、企業名、所在地、担当者名・部署、TEL、FAX、メールアドレス、企業・採用ホームページURL
本登録	採用者・離職者数、平均勤続年数、研修制度、有給休暇の取得実績、育児休業の取得実績 など

※詳細はサイトの「事業主登録の流れ」をご確認ください。

サイトに職場情報を
登録・公開する

4つのメリット

自社の職場情報を
無料でPR

新卒者の
応募意欲向上

早期離職を防ぎ
定着率向上

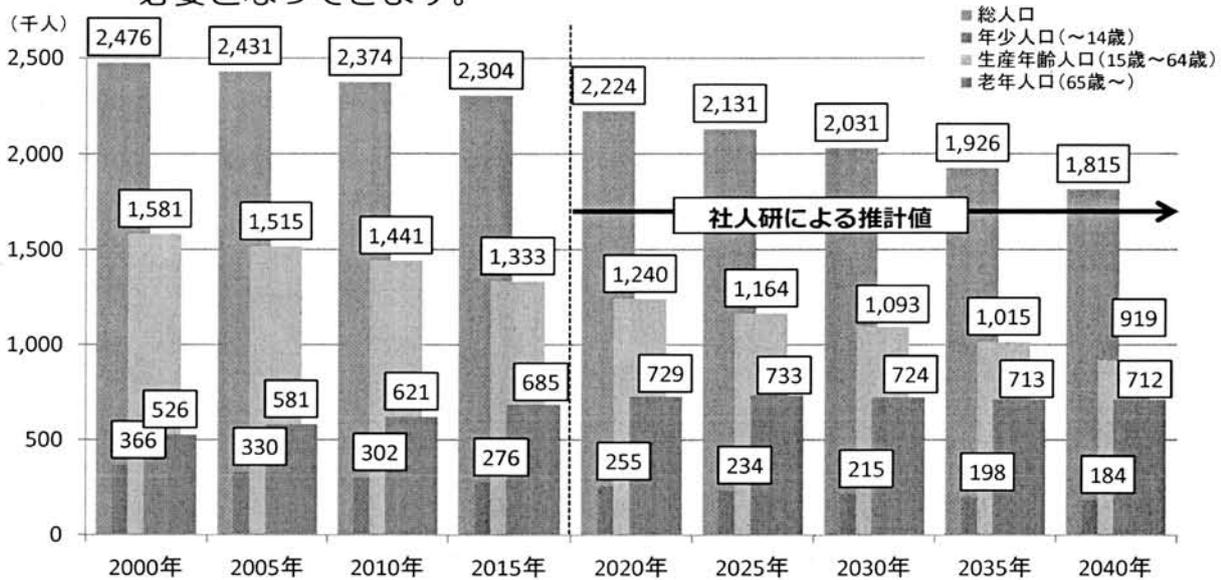
情報の見える化で
信用力アップ

シニア層の積極的な採用を!!

★ 65歳以上の就職希望者が増加中 ★

背景

新潟県の人口推計では、生産年齢人口の比率が減少し、老年人口の割合が増加することから、今後ますますシニア層に活躍していただく場が必要となってきます。



資料出所:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」。

ハローワーク

では…雇用失業情勢の改善により、平成29年度の新規求職申込み件数は前年比で7.2P減少していますが、65歳以上の方の新規求職申込み数は3.5P増加しています。

また、若年層の新規求職申込件数(24歳以下:11.5P減少、25~34歳:9.6P減少)は平均より大きく減少しています。

働く意欲や能力のある、シニア層はたくさんいます！ 本人の適性や能力を活かし、職場で活躍できるように、採用計画の見直しを、お願いします。



ハローワークの高年齢者雇用対策Q&Aもご覧ください！

高年齢者雇用対策Q&A

Q1 シニア層を雇用した場合の助成金はあるのでしょうか？

- ① 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
60歳以上の高年齢者などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れた場合に助成を受けることができます。
- ② 特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）
65歳以上の高年齢者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れた場合に助成を受けることができます。
- ③ 65歳超雇用促進助成金
65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用環境整備、高年齢の有期雇用を無期雇用に変換する措置を講じた場合に助成を受けることができます。

【お問合せ先】

- ①及び② 新潟労働局職業対策課助成金センター（電話：025-278-7181）
- ③ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部（電話：025-226-6011）

Q2 シニア層を雇用するためのアドバイスは受けられますか？

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部（電話：025-226-6011）では、65歳以上への定年の引き上げや継続雇用に必要な雇用環境の整備など、多様な就業機会の確保のために、専門的な知識を有する「高年齢者雇用アドバイザー」が企業診断システム等の活用や企画立案サービスの提供などにより、専門的かつ具体的な相談・援助を行っています。

Q3 シニア層の従業員の賃金に関する援助はあるのでしょうか？

雇用保険制度の「高年齢雇用継続給付」では、高年齢者の就業意欲を維持・喚起し、65歳までの雇用の継続を援助・促進するための給付金があります。
60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳～65歳未満の労働者の方が対象で、事業主を経由して支給申請等の手続きを行っていただきます。
支給条件など詳細は、最寄りのハローワークの雇用保険窓口にお問合せください。

Q4 若年層とシニア層に分けて求人募集は可能ですか？

60歳以上の高年齢者に限定して募集する場合は、年齢制限（例外事由3号二）が認められますので、若年層とシニア層と分けて採用計画を立て、募集することは可能です。
また、採用したい人物像（能力や適性）を明示することで、年齢だけでは判断できないような人材の応募が見込まれます。



「新潟県働き方改革推進支援センター」のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【新潟県働き方改革推進支援センター】

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電 話：025-250-5222

(フリーダイヤル：0120-009-229)

メール：soudan@sr-niigata.jp

住 所：新潟市中央区東大通2丁目3-26
プレイス新潟 1F

【受付時間】9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 出張相談会・セミナーも開催いたしますのでご利用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 雇用管理の改善について、具体的な取組を知りたい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない



どうぞお気軽に、
ご相談ください。

等



厚生労働省 新潟労働局